

市 民 生 活

1	区	政	99
2	社 会 保 障・ 税 番 号 制 度 推 進		116
3	市 民 協 働		118
4	地 域 コ ミ ュ ニ テ イ づ く り 支 援		119
5	安 全 安 心 ま ち づ く り 交 通 安 全 対 策		121
6	消 費 者 行 政		123
7	男 女 共 同 参 画		124
8	人 権 推 進		127
9	生 涯 学 習		129
10	熊本市オンブズマン制度		131

1 区 政

(1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約72万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

(2) 区役所・まちづくりセンター・総合出張所の機能

ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

課（室）	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務室※1	市民税申告、軽自動車税の申告及び課税標識の交付、市税の相談、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談、被災者くらし再建支援など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理、地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
農業振興課※2	地域農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業、農地及び農業用施設の災害復旧事業など
(地域整備室※3)	旧富合町、旧城南町、旧植木町町域内の市道などの整備に関すること
(植木中央土地区画整理事業所※4)	植木中央土地区画整理事業
選挙管理委員会事務局※5	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど
農業委員会事務局分室※6	農地に関する相談・申請等の受付、農地に関する証明発行など

※1 中央区役所には設置なし。

※2 中央区役所には設置なし。中央区における農業振興関係業務は東区農業振興課で行う。

※3 北区役所および南区役所に、旧植木町・旧富合町・旧城南町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

※4 北区役所に植木中央土地区画整理事業を担当する事業所を配置する。

※5 当該業務は総務企画課で行う。

※6 中央区役所、東区役所には設置なし。

イ まちづくりセンターの機能

平成29年4月、地域支援の拠点として、出張所等を再編してまちづくりセンターを設置し、49名の地域担当職員を配置した。また、令和元年（2019年）4月に6名を増員し、55名となった。地域担当職員は、地域のさまざまな要望・相談の窓口、地域情報の収集や行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域のさまざまな課題解決へ向けた取り組みを支援する。

地域担当職員配置状況及び主な取扱業務

区	中央区	東区			西区			南区						北区				計
まちづくりセンター	中央	託麻	秋津	東部	西部	河内	花園	富合	鮑田	天明	幸田	城南	南部	植木	北部	清水	龍田	
配置状況(人)	10	3	2	4	6	2	2	2	2	2	2	2	3	5	3	2	3	55
主な取扱業務	地域コミュニティ活動支援及び推進、町内自治会及び校区自治協議会等の相談及び支援、地域の相談、要望、陳情等に関すること、地域情報の収集、行政情報の提供、市民公益活動の相談及び支援 等																	

ウ 総合出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民基本台帳業務や福祉関係の業務を行うため、託麻、河内、天明、幸田、城南、清水、龍田の7ヶ所のまちづくりセンターに、総合出張所を設置している。

総合出張所	主な取扱業務
総合出張所 (託麻・河内・芳野分室・天明・幸田・城南・清水・龍田)	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務

エ 建物概要

(平成31年(2019年)4月1日現在)

区	所属	所在地
中央区	中央区役所 中央区まちづくりセンター	手取本町1番1号（市庁舎1～3階の一部）
	五福交流室	細工町2丁目25番地
	大江交流室	大江6丁目1番85号
東区	東区役所	東本町16番30号
	託麻まちづくりセンター（託麻総合出張所）	長嶺東7丁目11番15号
	秋津まちづくりセンター	秋津3丁目15番1号
	東部まちづくりセンター	錦ヶ丘1番1号

西 区	西区役所 西部まちづくりセンター	小島 2 丁目 7 番 1 号
	河内まちづくりセンター（河内総合出張所）	河内町船津 2069 番地 5
	河内まちづくりセンター 芳野分室	河内町野出 1410 番地
	河内まちづくりセンター 河内交流室	西区河内町船津 791 番地
	花園まちづくりセンター	花園 5 丁目 8 番 3 号
南 区	南区役所	富合町清藤 405 番地 3
	富合まちづくりセンター	富合町清藤 400 番地
	飽田まちづくりセンター	会富町 1333 番地 1
	天明まちづくりセンター（天明総合出張所）	奥古閑町 2035 番地
	幸田まちづくりセンター（幸田総合出張所）	幸田 2 丁目 4 番 1 号
	城南まちづくりセンター（城南総合出張所）	城南町宮地 1050 番地
	城南交流室	城南町舞原 394 番地 1
	南部まちづくりセンター	南高江 6 丁目 7 番 35 号
北 区	北区役所	植木町岩野 238 番地 1
	植木まちづくりセンター	植木町岩野 238 番地 1
	北部まちづくりセンター	鹿子木町 66 番地
	清水まちづくりセンター（清水総合出張所）	清水亀井町 14 番 7 号
	龍田まちづくりセンター（龍田総合出張所）	龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号

(3) 区のまちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。また、行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として交通センターからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の都会 ^{まち} ～つながる、中央区。～ ”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

方向性1 “きらり”とひかる品格たようまちをつくる

方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる

方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる

方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくり事業

令和元年度の中央区まちづくり推進事業

【地域活動の負担軽減】

①「地域リーダー応援事業」 地域団体の運営に必要なパソコンのスキルアップ講座を開催。

【生きがいとしての地域活動】

②「校区の魅力発見発信事業」 子どもたちが地域を取材・情報発信し、地域に対する理解や関心を高める。

③「中央区スポーツ交流事業」 熊本市中央区体育協会と協働で、校区対抗のスポーツ大会を実施。

④「水前寺賑わいづくり支援事業」 地域住民や地元商店街、行政が協働し、水前寺にぎわい祭りを開催。

【おたがいさまでささえあう地域づくり】

⑤「お互いさまのまちづくり研修会」 地域包括ケアシステムに関する研修会を開催。

【持続可能な地域となるために】

⑥「中央区ヘルスアップセミナー」 食事指導や効果的な運動を通して健康づくりの意識向上を促す。

⑦「クラウドファンディング活用型ふるさと納税推進事業」 地域課題解決に取り組む地域団体や民間事業者等の資金調達の手段として、クラウドファンディング型ふるさと納税の構築・推進を図る。

⑧「中央区まちづくりスクール事業」 課題解決型ワークショップを開催。ボランティア活動や地域の活動等、個々のフィールドで課題解決ができる人材を育成する。

⑨「大学連携事業」 大学と連携して様々な地域課題の解決に向けた取り組みを進める。

【その他】

⑩「中央区地域コミュニティづくり支援補助金」 地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取り組みを支援する。



めざす
区の姿

新たな出会いと未来創造の都会

～つながる、中央区。～

さまざまな「つながり」を大切にすることで、心豊かで活力ある未来



- 〈まちづくりの方向性〉 ① “きらり” とひかる品格ただよまちをつくる ② “わくわく” があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
③ “ほっと” できる安全で安心なまちをつくる ④ “いきいき” と暮らせる健やかなまちをつくる
- 〈まちづくりの進め方〉 ① 市民参画と協働によるまちづくり ② 情報の共有と住民対話の推進
- 〈まちづくり事業等〉 事業予算 1565 万円（復興基金事業含む）

地域コミュニティづくり支援補助金

■魅力あるまちづくりを推進するため、校区自治協議会や町内自治会等が実施する様々な分野のコミュニティ活性化や課題解決への取り組みに対して、財政的支援を行いました。

●地域課題対応事業（申請 11 件 交付決定 7 件）
地域住民が主体的かつ継続に行う、地域課題解決のため公益性を有する取り組みを支援します。

＜取り組み事例＞

- ① 託麻原校区社会福祉協議会
つながろう詫麻原～ サロン大交流会を通して、新しい機能の構築 ～
- ② 大江校区第 3 町内自治会
住民相互で支えあう自立した防災・防犯まちづくり事業

● 地域魅力アップモデル事業

（申請 2 件 交付決定 2 件）

中央区が目指す「自主立のまちづくり」に寄与する先進的、模範事業に取り組む団体の挑戦を支援します。

＜取り組み事例＞

熊本転入ママの会くまてん

まちづくりスクール事業

■将来のまちづくりの担い手（人材）育成を目的とし、地域や自治会との関係性が希薄な中学生自らが、身近な社会（地域）課題を見つけて、チームで解決策を考え企画し、プレゼンテーションを通して、如何に人の心を動かし、どう社会を変えていくかを体験する事業を実施しました。

地域リーダー応援事業

■ 地域活動の担い手育成と同時に、自治会長等地域リーダーの負担軽減を目的として、自治会長等地域リーダー向け「会議の進め方」講座を実施しました。



未来キャラバン

■自治会や企業、店舗を「地域のお宝（魅力）」として位置づけ、子供たちによる取材・撮影・HP 作成・地域へのプレゼンまでを地元プロ講師が密着講義し、「企画力」「ものづくりを通しての地域との繋がり」を学び、地域のお宝（魅力）を発見・発信しました。



防災

■中央区地域防災支援事業

熊本地震での経験を今後につなげていくため、防災知識の普及や、避難所運営に係る校区のリーダー的な役割を担う市民の育成を行うことにより、地域の災害対応力の強化を図りました。

「親子ぼうさい教室」「そなえる防災講座」「防災出前講座」「地域版ハザードマップ作成」「新聞やビニールで防災グッズづくり」など



親子防災教室
防災キャラバン



そなえる防災講座
ハザードマップ

水前寺賑わいづくり支援事業

■「水まち水前寺～春・夏・秋・冬～」をテーマに、平成 26 年度から水前寺界隈の活性化に向けた取り組みを支援しています。平成 30 年度はまつりを通して地域 PR ブースを設置し、地域の魅力を再発見できるよい機会となりました。



東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概 要

熊本市の東部に位置し、5つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に延びており、国道57号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくり事業

令和元年度（2019年度）の東区まちづくり推進事業

【人と人がつながり世代を越えて語り合えるまち】

・東区民まつり開催経費 区民相互の交流と親睦を深め、区の一体感の醸成を図る。

・地域コミュニティづくり支援補助金 自治会等の課題解決やコミュニティの活性化を財政的に支援する。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

・地域防災合同訓練事業 地域防災意識の向上を図る。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

・高齢者がいきいきと暮らせる支援体制づくり 認知症啓発のための研修会及びフォローアップ研修を行う。

・子育て支援ネットワーク活性化事業 校区子育てマップや防災リーフレットの活用により、ネットワーク活動活性化と子育て支援の充実に繋げる。

・東区健康まちづくり活性化経費 健康まちづくり推進員と協働で校区イベントに参加し、啓発を行う。

・熊本市子どもの食育推進ネットワーク（東区役所エリア）を活用した食育の推進 非常災害時に必要な備えや情報をまとめ、共有していくことで災害に強い食育の地域づくりを推進する。など

【まちづくりビジョンの推進体制】

・まちづくり懇話会開催経費 まちづくりに関する事項について協議を行う。

・東区地域活性化支援事業 「地域担当職員」が担当校区の地域課題を解決するために各種支援を行う。など

自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区

市民協働で豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあ
いみんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざします。



● 平成30年度 まちづくり推進事業実績

基本方針:1

人と人とがつながり世代を越えて語
り合えるまち

● 東区民まつり

地域の交流と親睦を深めるために、地
元の方々や学校等に参加していただき
ました。これからも地域の方々からいた
だいたご意見やアイデアを参考にしなが
らお祭りの催しを工夫していきます。



基本方針:2

誰もが安全で安心して過ごせるま
ち

● 地域防災合同訓練事業

熊本地震のような大規模災害にも対応
できるよう、地域の方々と協力しながら
より実践的な訓練の実施や校区防災連
絡会の立ち上げ等を行いました。



訓練の様子

立ち上げの様子

基本方針:3

誰もがいきいきと暮らせるまち

● 認知症声かけ訓練

認知症の方の気持ちに配慮した声か
けや見守りの訓練を行いました。これか
ら、徘徊者をできるだけ早く発見し、無
事に保護することができる仕組みを地域
の方々と一緒に作っていきます。



基本方針:4

美しい自然を守り育てふれあえるま
ち

● 託麻三山散策ウォーキング

託麻三山などの環境資源
をPRするとともに、自然環
境を守り育てる活動を支援
しました。



環境資源

基本方針:5

暮らしやすく活気あふれるまち

● 地域行事等への振興支援

地域の振興を図るために「健軍自衛隊
通りさくら祭り」など地元が主催している
地域のお祭りを地域協働で行いました。



健軍自衛隊通り
さくらまつり

西区役所

【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、
燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、
有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、
豊かな自然環境を表している。

ア 概要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産業を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくり事業

令和元年度（2019年度）の西区まちづくり推進事業

西区においては、地域ニーズに柔軟に対応するとともに、地域の皆さんと連携して自主自立のまちづくりを支援する。また、西区の「地域の宝」にスポットをあて、西区の魅力を広くPRするとともに、被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組むところであり、令和元年度（2019年度）まちづくり予算は、以下の4つの方針を定めて取り組むこととしている。

（1）地域ニーズに柔軟に対応し自主自立のまちづくりに取り組む

まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズにスピード感をもって対応するとともに、地域の特性を生かした自主自立のまちづくりに取り組む。（地域ニーズ対応経費、地域コミュニティづくり支援事業）

（2）産学官民が相互に連携し協働したまちづくりに取り組む

民間企業・大学や高校・西区・地域住民が相互に連携し、協働による新たな魅力発信や地域課題の解決に取り組む。（地域コミュニティづくり支援補助、西区活性化支援事業）

（3）西区の豊富な地域の宝にスポットをあてて取り組む

西区の豊かな自然環境や史跡、豊富な農水産物である『地域の宝』にスポットをあて、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨く。（西区農水産業チャレンジプログラム、西区にぎわいづくり推進経費）

（4）被災者に対する生活支援や地域の災害対応力強化に取り組む

被災者の新たな地域コミュニティ形成支援や地域の防災力の向上・強化に取り組むとともに、被災後の対応力を高める。（地域防災力向上支援事業、西区復興支援自治推進経費）



金峰望む 華のあるまち西区

まちづくりビジョンの重点的取り組み

- | | |
|--------------------|------------------------|
| I. 安全安心のまちづくり | ～災害に強く、誰もがいつまでも健康に～ |
| II. 子育てしやすいまちづくり | ～良好な環境を子どもたちのために～ |
| III. 楽しさあふれるまちづくり | ～豊かな自然や伝統・文化を活かし賑わい創出～ |
| IV. 農水産業を生かしたまちづくり | ～魅力ある熊本ブランドの育成と発信～ |

地域ニーズに柔軟に取り組みました

まちづくりセンターを中心に、各地域の課題やニーズにスピード感をもって対応するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組みました



○河内芳野ゆめカフェ
「10年後の河内芳野をこうしたいな、あなたのゆめを語ってください」をメインテーマに、河内芳野の活性化につながるアイデア出しをグループワーク形式にて実施しました。
(河内まちづくりセンター)



○松尾北地区スポーツ大会
これまでのスポーツ大会に、子育て世帯や子供も参加できるような種目を追加し、参加者数を増やし、地区住民の交流促進と健康増進、コミュニティの強化を図りました。
(西部まちづくりセンター)

自主自立のまちづくりを支援しました

地域の自主自立のまちづくりを幅広く支援するほか、行政に頼らないまちづくりの手法を学びました



○地域コミュニティづくり支援
助成内容を拡充して、自主自立のまちづくりを支援しました。

←モデル事業として実施された『西区和太鼓響演交流会』



○稼ぐ自治会研修会
鹿児島県鹿屋市にある『やねだん』と呼ばれる集落の自治公民館長である豊重哲郎氏をお招きして、行政に頼らないまちおこしについての講演会を開催しました。

地域の皆さんと連携して取り組みました

西区の豊富な地域資源を活用した事業に取り組むほか、食育を通じた防災まちづくりや各校區で行っている健康まちづくりの担い手を育成しました



○アグリ魚魚(ギョギョ)キッズ
西区の豊富な農水産業の体験を通じて、認知度を向上させるほか、田崎市場を見学し、食の流通について学びました。
←早朝より普段では見ることができない『競り』を見学しました



○バッククッキング調理法体験
西区フェスタ会場で、熊本地震の教訓を生かし、バッククッキング調理法を公開で実施し、そのスキルを学ぶ他、トークショーと試食会を開催しました。

地域の宝にスポットをあてて取り組みました

西区の「地域の宝」にスポットを当てた事業に取り組み、地域住民が地域を誇り、誰からも愛される地域ブランドを磨きました



○オレンジカクテルナイト in 芳野
東海大学と地域住民が中心となって、芳野地域の特産品であるミカンの収穫や絶景ポイント・史跡などを巡るウォーキングのほか、オリジナルカクテルを楽しむイベントを行いました。



○釣るばい!集まるばい!WESTSIDE釣り大会
『地域の宝』アイデアコンテストで最優秀賞となった山本釣具センターと連携して、熊本港で初めてとなる釣り大会を開催し、多くの人で賑わいました。

南区役所

【シンボルマーク】



「minami」という文字と山や川、
有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、JR熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

また、熊本藩川尻米蔵跡や六殿神社楼門などの歴史的資源も多く、それらを活かしたまちづくりが活発に行われている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を ～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～ “いきいき暮らしのまち 南区” とし、その実現のために以下の重点目標と6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

重点目標 復興するまち

基本目標1 農と漁業を誇れるまち

基本目標2 歴史・文化を育むまち

基本目標3 自然と共生した住みやすいまち

基本目標4 みんなが健康で元気なまち

基本目標5 地域ぐるみで子どもを育てるまち

基本目標6 安全・安心なまち

また、自助、共助、公助の役割のもと、区民、地域団体等と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組んでいくため、「知る」「集まる」「始める」「伝える」の4つの段階で行動に移す指針を設定している。

ウ まちづくり事業

令和元年度の南区まちづくり推進事業は、「南区まちづくり懇話会」をはじめとする様々な機会を捉え区民意見の集約を図り、各事業の評価検証を行いながら、まちづくりビジョンに掲げる“めざす区の姿”と重点目標・基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。

①南区復興支援

災害公営住宅交流支援、コミュニティ形成支援 など

②「南区を知ろう」情報共有・発信事業の充実

PRグッズの作成、南区の魅力発信バスツアー開催経費 など

③まちづくりを担う人材育成の充実

防災まちづくりリーダー育成研修会の開催、地域ICT利活用促進事業 など

④テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

家庭訪問型子育て支援事業、南区ウォーキングキャンペーンの開催 など

⑤地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域コミュニティづくり支援補助金の交付、地域活性化支援事業、地域力強化支援事業 など

⑥区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくりアンケート調査、南区まちづくり懇話会の実施 など



めざす区の姿
～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～
いきいき暮らしのまち 南区



基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	基本目標5	基本目標6
農と漁業を 誇れるまち	歴史・文化を 育むまち	自然と共生した 住みやすいまち	みんなが 健康で 元気なまち	地域ぐるみで 子どもを 育てるまち	安全・安心 なまち

「南区を知ろう」事業の充実

まち歩き手帖改訂版作成

南区の身近な魅力の再発見や内外への南区の魅力を発信することを目的として、区のおすすめのまち歩きコース等を掲載した「まち歩き手帖 vol.2」の改訂版を4,500冊作成しました。



まちづくりを担う人材育成の充実

防災のまちづくりリーダー育成事業

地域における防災リーダーの育成と地域防災力の向上を目的に、中級編として、災害の知識と「マイタイムライン」を考える講座を開催しました。



テーマに応じた区のまちづくり事業の推進

南区ウォーキングキャンペーン

区民1人1人の健康意識の向上を目的として、南区管内の全校区を対象に、1チーム10人の参加者を募り、期間内に歩いた歩数を競い合うチーム対抗戦と個人戦を実施しました。



家庭訪問型子育て支援事業

育児不安を抱える子育て家庭が、地域で安心して子育てができるように、ボランティアの訪問支援員を養成し、定期的な訪問活動を支援しました。

■訪問支援員：6人養成



地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進

地域交流事業支援

南区全域の地域間交流事業の促進、公益的なイベントの活性化、南区の一体感の醸成を目的に、南区内で開催される地域間交流事業に対して、「南区長賞」を提供しました。



区民参画と協働のまちづくりの推進

南区まちづくり懇話会

南区まちづくりビジョンを実現するために区民意見を聴取する場として、16名の委員（地域代表6人、テーマ代表8人、公募委員2人）で組織された南区まちづくり懇話会を5回開催しました。



北区役所

【シンボルマーク】



「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、
楽しいまち北区をイメージし、ず〜っと住みたいまち北区を表現しています。

ア 概要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジ・北熊本スマートインターチェンジを有し、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパス、熊本西環状道路など幹線道路の改良・整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず〜っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる5つのまちづくり基本方針のもと、各まちづくりセンターを地域コミュニティ活動の拠点とし、地域担当職員が地域ニーズを把握しながら、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくり事業

北区まちづくりビジョンに基づくめざす区の姿の実現及び区における自主自立のまちづくりに向け、地域コミュニティを支援し地域力向上を図るために、令和元年度（2019年度）北区まちづくり推進経費では以下の事業に取り組む。

◆誰もが楽しく集い、「笑顔」が広がる「場」の創出

イベントを通して繋がり輪を広げ、若い世代も取り込んだ、多世代・地域間の交流を行う機会を作ります。
（北区笑顔交流プロジェクト、北区居場所づくりプロジェクト）

◆健康の大切さを知り、お互いを思いやり支え合う気持ちの醸成

「おたがいさま」で誰もが住みやすい北区を目指し、健康づくりの推進に取り組むとともに、安全で安心なまちを目指します。（北区健康・支え合いプロジェクト、北区安全・安心プロジェクト）

◆地域での活動を支援

自主自立のまちづくりを推進するために、各種団体が主体的かつ継続的に行う取組を支援するとともに、地域づくりの担い手育成・担い手の負担軽減の支援をします。（自主自立のまちづくり推進プロジェクト）

◆地域を支える土台づくり

区の資源や魅力を磨き広く情報を発信するとともに、区の特性を生かしたまちづくりについて多様な意見を聴収し施策に反映させていきます。（「北区の魅力」発信事業！・北区まちづくり懇話会）

平成 30 年度 北区まちづくり推進事業の主な実績



めざす
区の様

ず〜っと住みたい“わがまち北区”

歴史・自然・文化・人がつながり
個性輝くまちをめざします



基本方針 1 【健康と暮らしの安全・安心の向上】

基本方針 2 【住みやすい住環境の整備】

基本方針 3 【まちの賑わいと産業の振興】

基本方針 4 【地域資源の継承と活用】

基本方針 5 【住民自治と協働の推進】

まちづくりビジョンの推進体制

■地域各種団体支援事業

北区いきいき交流スポーツ大会

二日間とも天候に恵まれ高齢者や子供たちの元気なプレーが見られ、にぎやかに北区住民の交流ができました。



北区地域コミュニティづくり支援補助金

地域の活性化を図るため、地域課題対応事業 6 団体・地域コミュニティモデル事業 7 団体に対し、補助金を交付し、支援しました。



■地域力向上事業

北区防災まちづくり事業

全ての校区が自ら企画立案し会議等を重ねて避難訓練及び避難所運営のための訓練を実践した。



北区担い手育成事業

「コミュニティビジネス」をテーマにした講演会や「ワードで作るチラシ講座」など地域づくりの担い手育成の支援を行った。



防災食育らくらくクッキング

地域防災リーダーや若い世帯を対象に地域で防災食育を実施し、食育を通じた防災まちづくりを実施した。



北区こどもまつり 2018

親子で楽しめるステージイベントや小中高校の吹奏楽演奏。雨天で中止となった出し物もあったが、多くの来客者で賑わった。



■地域ニーズ把握事業

まちづくり懇話会

区民の意見をお聴きする場として懇話会を設置しています。区民の代表として 18 名の委員の皆様から、北区のまちづくりに関しての意見等をいただきました。



地域活動に関する意識調査

区民や特に若い世代の地域づくりに対する考えを把握し、より多くの住民のニーズと一致した施策を行うために意識調査を行った。

市民

(4) 区役所（総合出張所等）所管ホール等

区	所属	所在地
中央区	五福まちづくり交流センター	細工町 2 丁目 25 番地
西区	芳野コミュニティセンター	河内町野出 1410 番地
南区	天明ホール	奥古閑町 2035 番地
	アスパル富合（富合ホール）	富合町清藤 400 番地
	火の君文化センター（火の君文化ホール）	城南町舞原 394 番地 1
北区	植木文化センター（植木文化ホール）	植木町岩野 238 番地 1

(5) 戸籍・住民（各区民課、各総合出張所、分室）

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

区分					年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
住 民 登 録	日 本 人	中央区	人口	男		80,659	79,986	80,480	80,987	80,814
				女		94,935	93,878	93,671	93,992	93,896
				合計		175,594	173,864	174,151	174,979	174,710
			世帯数			90,307	90,062	90,613	91,821	92,344
		東区	人口	男		90,845	90,441	89,469	89,507	89,815
				女		100,207	99,846	98,422	98,422	98,823
				合計		191,052	190,287	187,891	187,929	188,638
			世帯数			83,337	83,850	83,221	84,011	85,116
		西区	人口	男		43,427	43,010	42,873	42,444	42,144
				女		49,500	49,046	48,684	48,205	47,849
				合計		92,927	92,056	91,557	90,649	89,993
			世帯数			41,871	41,879	41,890	41,831	42,010
		南区	人口	男		60,778	60,985	61,200	61,658	61,870
				女		67,458	67,801	67,969	68,215	68,358
				合計		128,236	128,786	129,169	129,873	130,228
			世帯数			51,755	52,512	52,941	53,612	54,362
		北区	人口	男		69,428	68,655	68,737	68,490	67,942
				女		76,279	75,482	75,557	75,033	74,574
				合計		145,707	144,137	144,294	143,523	142,516
			世帯数			61,691	61,798	62,501	62,979	63,181
		合計	人口	男		345,137	343,077	342,759	343,086	342,585
				女		388,379	386,053	384,303	383,867	383,500
				合計		733,516	729,130	727,062	726,953	726,085
			世帯数			328,961	330,101	331,166	334,254	337,013
	外 国 人	中央区	人口	男		955	980	1,020	1,124	1,198
				女		1,212	1,244	1,262	1,325	1,359
				合計		2,167	2,224	2,282	2,449	2,557
			世帯数			1,239	1,271	1,335	1,507	1,618
		東区	人口	男		370	371	395	451	569
				女		421	429	429	448	478
				合計		791	800	824	899	1,047
			世帯数			313	330	379	455	587
		西区	人口	男		242	273	274	297	317
				女		261	278	277	297	351
				合計		503	551	551	594	668
			世帯数			237	283	277	329	388

区分					年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
住 民 登 録	外 国 人	南区	人口	男	134	140	180	256	353	
				女	210	227	260	306	355	
				合計	344	367	440	562	708	
			世帯数		157	180	232	341	480	
		北区	人口	男	238	234	259	329	391	
				女	312	332	336	431	477	
				合計	550	566	595	760	868	
			世帯数		255	271	302	437	531	
		合計	人口	男	1,939	1,998	2,128	2,457	2,828	
				女	2,416	2,510	2,564	2,807	3,020	
				合計	4,355	4,508	4,692	5,264	5,848	
			世帯数		2,201	2,335	2,525	3,069	3,604	
戸 籍	中央区	本籍数		82,275	82,328	82,244	82,203	82,232		
		本籍人口数		190,889	190,633	190,158	189,853	189,457		
	東区	本籍数		53,849	54,519	55,128	55,780	56,420		
		本籍人口数		138,698	140,112	141,241	142,660	143,884		
	西区	本籍数		45,585	45,486	45,348	45,231	45,009		
		本籍人口数		108,991	108,420	107,688	107,183	106,472		
	南区	本籍数		49,835	50,146	50,174	50,195	50,300		
		本籍人口数		123,032	123,478	123,269	123,537	123,810		
	北区	本籍数		51,650	52,031	52,318	52,636	52,892		
		本籍人口数		131,188	131,625	131,872	132,053	132,222		
	合計	本籍数		283,194	284,510	285,212	286,045	286,853		
		本籍人口数		692,798	694,268	694,228	695,286	695,845		

イ 各種証明取扱件数

区分		年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
戸籍関係	中央区		133,144	142,335	145,257	137,249	140,368
	東区		37,355	38,498	37,816	40,791	40,448
	西区		20,209	23,103	22,494	21,551	19,893
	南区		28,144	28,592	22,494	33,419	31,893
	北区		30,822	32,490	32,145	35,871	37,403
	合計		249,674	265,018	271,115	268,881	270,005
住民票関係	中央区		162,301	153,376	177,507	154,193	152,741
	東区		95,640	96,376	138,141	105,715	102,945
	西区		47,134	48,414	63,429	50,701	38,828
	南区		56,575	56,227	78,774	64,982	61,974
	北区		58,286	57,268	72,219	64,495	62,892
	合計		419,936	411,661	530,070	440,086	419,380
印鑑証明	中央区		64,815	56,099	66,462	53,993	56,194
	東区		79,228	70,752	83,805	72,490	69,792
	西区		37,331	35,714	40,832	36,284	29,103
	南区		51,975	47,500	56,971	48,784	46,574
	北区		51,944	46,277	50,523	45,649	45,050
	合計		285,343	256,342	298,593	257,200	246,713
合計	中央区		360,260	351,810	389,226	345,435	349,303
	東区		212,223	205,626	259,762	218,996	213,185
	西区		104,674	107,231	126,755	108,536	87,824
	南区		136,694	132,319	236,983	147,185	140,441
	北区		141,052	136,035	154,887	146,015	145,345
	合計		954,953	933,021	1,099,778	966,167	936,098

(6) 住居表示（地域政策課）

ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

種別 区分	整備区域	面積 (Km ²)	対象件数 (件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭 40. 4. 1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	昭 40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	昭 41. 7. 1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目 (追加) 大江本町 岡田町 菅原町 白山一丁目～白山三丁目 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	昭 42. 7. 1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 田崎本町 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目	1.21	6,800	昭 43.11. 1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目 (追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本町 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	昭 44. 8. 1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目 (追加) 本荘一丁目	2.53	9,000	昭 45.10. 1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	昭 47. 4. 1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	昭 47.12. 1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	昭 48. 8. 1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 上熊本三丁目 花園一丁目～花園七丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	昭 49.10. 1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	昭 50.10. 1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	昭 51.10. 1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目 (追加)	0.97	4,200	昭 52.10. 1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目 (追加)	1.15	2,900	昭 53.10. 1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	昭 54.10. 1
16次	大江二丁目 (追加)	0.08	700	昭 55.10. 1
17次	帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加)	0.17	700	昭 56.10. 1
18次	帯山五丁目 (追加)	0.07	300	昭 57.10. 1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目 (追加) 八景水谷三丁目	0.59	1,500	昭 58.10. 1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	昭 59.10. 1
21次	出水六丁目 春日四丁目 (追加) 春日五丁目 (追加) 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	昭 62.10. 1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	昭 63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元 .11.27
24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 出仲間一丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 萩原町	3.66	6,300	平 3. 2.25

25 次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	平 4. 2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	平 4. 2.24
26 次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	平 5. 2.22
27 次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目（追加） 保田窪三丁目 帶山四丁目（追加）帶山五丁目（追加） 帶山六丁目 帶山七丁目	1.12	2,700	平 6. 2.28
28 次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 尾ノ上四丁目（追 加） 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目	4.63	7,800	平 7. 2.27
29 次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六 丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	平 8. 3. 4
30 次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帶山八丁目 帶山九丁目	5.40	7,500	平 9. 2.24
31 次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	平 10. 2.23
32 次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兔谷一丁目～兔谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	平 11. 2.22
33 次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目（追加）坪井六丁目 龍田 一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	平 12. 2.28
34 次	近見一丁目（追加） 近見二丁目（追加） 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四 丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鷺町一丁目 鷺町二 丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	平 13. 2.26
35 次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目（追加）八景水谷三丁目 （追加） 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 楠五丁目（追加） 八王寺町（追加） 江津一丁目（追加） 江津二丁目（追加） 出水七丁目（追加） 出水八丁目（追加）	1.80	7,200	平 14. 2.25
36 次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	平 15. 2.24
37 次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	平 16. 2.23
38 次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	平 17. 2.28
39 次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	平 18.2.27
40 次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目（追加） 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目（追加） 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目（追加） 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目（追加）	2.44	2,500	平 19. 2.26
41 次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目（追加） 下江津一丁目～下江津二丁目（追加）	2.56	1,350	平 20. 2.18
42 次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目（追加）	0.47	900	平 21. 2.23
43 次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目（追加）	0.93	1,600	平 22. 2.22
44 次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	平 23. 2.28
45-1 次	松尾一丁目～松尾二丁目（町名のみ変更：中松尾町、上松尾町、西松尾町）	0.42	800	平 26.10.27
45-2 次	松尾一丁目（追加）	0.02	20	平 27. 3.12
46 次	弓削一丁目～弓削六丁目	1.26	2,500	平 29.10.30

2 社会保障・税番号制度推進（地域政策課）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効率的・効果的な施策を展開する。

（1）推進体制

ア 熊本市番号制度推進本部

平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

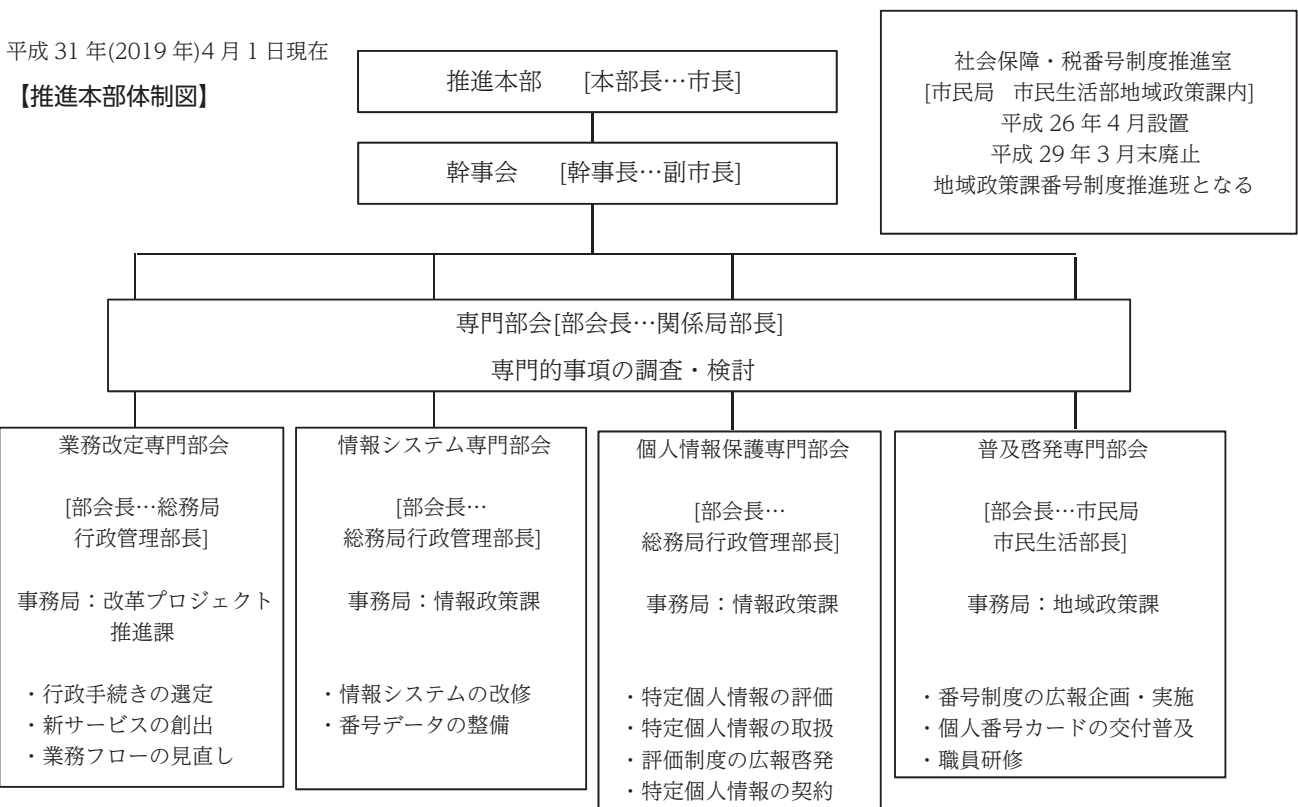
イ 社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

平成 29 年度から、社会保障・税番号制度推進室を廃止し、番号制度推進班として地域政策課内に設置した。

平成 31 年(2019 年)4 月 1 日現在

【推進本部体制図】



（2）推進へ向けての取組み

ア 番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める 40 事務を選定した。

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

イ 番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例の整備が必要。

制定内容	番号法第9条第2項及び第19条第9号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1) 本市内部での個人番号の利用範囲（第9条第2項） (2) 本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第9号） (3) その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成28年1月1日

ウ 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第27条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：PIA：Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成27年3月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で素案作成済
評価書の公表（全項目評価書） ※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務	平成27年7月～9月（住民基本台帳事務、個人住民税事務、国民年金事務、介護保険事務）

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

エ マイナンバーセンターの開設

カード交付が市中心部の窓口集中する傾向がある本市の特徴を鑑み、拠点となる「マイナンバーセンター」を平成28年2月8日に本庁舎（中央区役所）内に設置した。

運用開始時期	平成28年2月8日開設
センター機能	個人番号カードの交付を行う特設窓口

オ コンビニエンスストアでの証明交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成28年3月1日開始
利用可能時間	毎日 午前6時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は8時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、市県民税（所得・課税）証明書

3 市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

（1）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと1階に設置し、ボランティア・NPO等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等（設立・定款変更認証）や各種届出等に関する受付・相談窓口

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

キ 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、助成事業報告会や交流会などを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30
件数	61,110	61,981	27,827	74,121	89,970

（2）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し、活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30
件数	2,331	2,223	2,143	2,151	2,227

（3）特定非営利活動促進法に関すること（認証・認定等）

熊本市内にのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や特例認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。

（4）条例個別指定制度に関すること

NPO法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成27年4月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

（5）市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成24年4月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

4 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所総務企画課が市内 17 箇所に設置した各まちづくりセンターと連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 町内自治会の結成状況

(平 31 (2019) .4.1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
町内自治会数	243	138	138	166	232	917

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成
助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200 世帯以下	60,000
	201 世帯以上 400 世帯以下	65,000
	401 世帯以上 800 世帯以下	70,000
	801 世帯以上	75,000
世帯割額	1 世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成
防犯灯数 26,847 灯 (平 30.4.1 現在)

補助額

年間一灯あたり	10 ワットまで	1,200 円
	20 ワットまで	1,400 円
	40 ワットまで	1,800 円
	40 ワットを超える	2,000 円

③ LED 等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯を LED 等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成
補助内容・補助額

助成金額：一灯につき 6,000 円 (6,000 円を下回る場合は、その額)

(2) 校区自治協議会の運営支援（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20 万円 / 年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況

(平成 31 (2019) .4.1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	13	21	21	92
校区自治協議会数	19	18	16	21	22	96

※校区自治協議会数には、4 地区（松尾北地区、松尾西地区、松尾東地区、大和地区）を含む。

(3) 地域コミュニティセンター開設状況（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

(開設済数 平成 31 (2019) .4.1 現在)

開設年度 (平成)	地域コミュニティセンター名					箇 所 数	
4	楠	城南	春竹	出水		4	75
5	壺川	中島	松尾	白山	慶徳	5	
7	帯山	城山	北部東			3	
8	小島	松尾西	庄口	向山		4	
9	砂取	一新				2	
10	田迎西	清水				2	
11	龍田	日吉				2	
12	黒髪	武蔵				2	
13	西原	託麻北	田迎南	画図	池田	5	
14	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上	5	
15	力合	麻生田	松尾北	東町	帯山西	5	
17	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木	5	
18	若葉	河内	本荘			3	
19	託麻東					1	
20	月出	城西	古町	春日		4	
21	花園					1	
22	川上	飽田				2	
23	白坪	長嶺				2	
24	託麻西					1	
25	菱形					1	
26	豊田	吉松	植木	山東		4	
27	杉上	桜木東	大和	田迎	桜井 田原 田底 山本	8	
28	隈庄	白川				2	
30	楡木					1	
31	富合					1	

(4) 地域公民館（地域活動推進課、各区役所総務企画課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在、625 館の地域公民館組織が結成されている。

	地区名（館数）
中央区	中央地区（10）、大江地区（22）
東区	東部地区（39）、託麻地区（50）、秋津地区（15）
西区	西部地区（58）、花園地区（22）、河内地区（31）
南区	南部地区（29）、幸田地区（23）、飽田地区（15）、天明地区（31）、富合地区（23）、城南地区（43）
北区	龍田地区（19）、清水地区（21）、北部地区（56）、植木地区（119）

運営費等支援（補助）の内容

補助対象		その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所総務企画課が届出を受理した地域公民館
補助範囲		公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設・営繕費、運営費、借家料及び耐震化事業費
補助金額	運営費	校区公民館：均等割・施設割を基礎として算出する。 町内公民館：均等割・施設割・世帯割を基礎として算出する。
	建設費	補助率 2 分の 1、上限額 750 万円

補助金額	営繕費	補助率 2 分の 1、上限額 60 万円
	借家料	補助率 3 分の 1、上限額年間 15 万円
	耐震診断費	補助率 3 分の 2、上限額 24 万円
	耐震補強設計費	補助率 3 分の 2、上限額 60 万円
	耐震補強工事費	補助率 3 分の 2、上限額 600 万円

5 安全安心まちづくり・交通安全対策（生活安全課）

概要

交通事故の多発や街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

（1）安全安心まちづくり対策

ア 防犯パトロール

青色回転灯を装着した公用車 7 台（うち区役所 5 台）で防犯パトロールを行うなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行うなど、犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール

本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的として、「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」及び「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」に基づき、繁華街アーケードを中心にパトロールを実施。

① 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」・「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

- (ア) 路上喫煙の制限
- (イ) ポイ捨ての禁止
- (ウ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (エ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (オ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

② 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域（路上禁煙区域・美化重点区域）である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収

嘱託員 3 名（熊本県警察 O B）

③ 事業費

令和元年度（2019年度）予算 7,652 千円

ウ 客引き行為等対策

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的として、「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、客引き行為等禁止地区である中心商店街のパトロールを行い、条例に定める指導等を実施している。

① 「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」の主な内容

- (ア) 公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める地区を、禁止地区として指定
- (イ) 客引き行為等禁止地区における客引き行為等の禁止
- (ウ) 客引き行為等を用いた営業の禁止
- (エ) 違反行為を行った者に対して、指導、警告、命令を順番に行い、命令に違反した場合、氏名等の公表と5万円以下の過料

② 客引き行為等対策巡回指導員

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則に基づき、指導、警告、命令、過料その他の客引き行為等の禁止に関する事務の実施

嘱託員6名（熊本県警察OB）

③ 事業費

令和元年度予算 20,900千円

(2) 交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、交通安全教育専門員2人を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、SNS、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動などを展開している。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在委嘱を受けているのは約400人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月1・10・20日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成14年7月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

(3) 交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和47年4月交通事故相談所（現 交通事故相談室）を開設し、交通事故相談員が毎週火・木曜日に相談を受け対応している。

交通事故相談件数

平成31年（2019年）4月1日現在

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
被害者	269	282	285	45	167
加害者	82	81	63	156	17
合計	351	363	348	201	184

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

（平成31年4月1日現在 単位 円）

項目 \ 年度		26	27	28	29	30
収支	寄付金	792,193	716,556	390,933	369,224	408,848
	運用利益	277,217	264,114	180,930	120,251	105,007
	援助金ほか	△1,487,991	△1,463,556	△1,375,173	△1,201,704	△1,412,628
	差引（積立または取り崩し）	△418,581	△482,886	△1,012,310	△712,229	△898,773
基金残高		84,076,448	84,300,118	83,678,741	83,335,736	82,845,811

市民

6 消費者行政（消費者センター）

消費者と事業者の間にある情報量・交渉力等の格差を鑑み、消費者権利の尊重及び消費者の自立支援等を基本理念とした、消費生活の安定及び向上を図るための各種事業を行う。

(1) 消費者相談

消費者からの商品・サービス・多重債務等についての相談や苦情を受け付け、助言やあっせんにより、消費トラブルの解決を図る。

相談件数

平成31年（2019年）4月1日現在

年度	26	27	28	29	30
総件数（件）	6,371	6,290	7,182	6,439	5,102

相談内容別件数（平成30年度）

平成31年（2019年）4月1日現在

内 容	安全・衛生	役品質・機能・品質	法規・基準	価格・料金	計量・品目	表示・広告	販売方法	契約（解約）	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合計
件数	121	406	170	794	3	213	2,473	4,008	794	2	9	8	6	46	9,053

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

(2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費者セミナー：市民や親子を対象に消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する。

イ 中学生啓発事業

中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を市内全校に配付

ウ 若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、学園祭等への出展、「敬老の日」を契機とした情報提供等を推進する。

(3) 情報の収集及び提供

ア 消費生活情報の収集及び提供

市民の消費者被害の未然防止とより良い消費生活の実現のために必要な情報を収集し提供する。

イ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオ・DVDの貸出による情報提供を行う。

(4) 消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

7 男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定が義務付けられた第2次熊本市男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

昭和62年	4月	女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）
平成2年	4月	総合婦人会館・カルチャーセンターオープン
平成18年	5月	「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/11～5/14）
平成21年	4月	「熊本市男女共同参画推進条例」施行
平成22年	3月	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成22年	4月	「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更
平成22年	11月	「第20回男女共同参画全国都市会議 in くまもと」開催（11/18～11/19）
平成24年	4月	「男女共同参画センターはあもにい」を指定管理に移行
平成26年	10月	「熊本市配偶者暴力相談支援センター」事業開始
平成28年	4月	「市民協働課男女共生推進室」から「男女共同参画課」へ組織改編
平成29年	3月	「熊本市女性の職業生活における活躍推進計画」策定
平成30年	3月	「女性の活躍応援協議会くまもと」設立
平成31年	3月	「第2次熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成31年	4月	「熊本市パートナーシップ宣誓制度」創設

(1) 男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報紙「はあもにい」の発行（年2回）及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- 男女共同参画地域推進員制度の活用（登録者数137人）
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

(2) 男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進
平成28年度：29.1% 平成29年度：27.8% 平成30年度：28.3%
- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数184人）
- 働く女性のキャリア形成支援や企業等における女性人材の活躍を推進するため、「働く女性の大交流会 in くまもと」等を開催
- DV相談に関する相談の質の向上など相談支援体制の強化や他の支援団体等との連携促進を目的とした男女共同参画課相談室を運営

(3) 推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」の開催
- 「女性の活躍応援協議会くまもと」の開催

(4) 熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地	中央区黒髪3丁目3番10号
主要施設	4階 会議室、研修室A・B・C、和室
	3階 リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ
	2階 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、相談室
	1階 メインホール（372人）、情報資料室、ファミリーサポートセンター〈熊本〉、 幼児室、事務室、ギャラリー
その他	駐車場 163台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場45台、第2駐車場17台、 第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台）
	駐輪場 2カ所

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。（はあもにいフェスタの開催、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和会議室等 (14室)
	集 式 会 ・ 大 会 典	音 楽 会 ・ 演 奏 会	歌 謡 シ ョ ー ・ 浪 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他 計	集 式 会 ・ 大 会 典	音 楽 会 ・ 演 奏 会	歌 謡 シ ョ ー ・ 浪 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他 計	
26	35	73	4	21	15	64	212	11	39	11	7	25	72	165	3,140
27	29	82	9	11	12	77	220	10	32	15	10	21	63	151	3,223
28	1	3	0	1	0	2	7	7	96	7	8	17	79	214	1,849
29	16	91	6	9	6	106	234	5	48	4	3	22	82	164	3,549
30	13	88	10	14	10	90	225	10	46	12	15	31	64	178	3,109

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	合 計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	合 計
26	10	30	161	11	212	15	20	124	6	165
27	53	14	136	17	220	24	7	110	10	151
28	0	1	5	1	7	3	21	171	19	214
29	54	6	141	33	234	32	4	113	15	164
30	34	28	146	17	225	35	21	114	8	178

8 人権推進（人権推進総室）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取り組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、熊本市第7次総合計画第一章「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」を掲げ、「熊本市人権教育・啓発基本計画」に、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

（1）沿 革

昭和40年	8月	同和対策審議会答申
44年	7月	同和対策事業特別措置法の施行
50年12月		市民局に同和対策室を設置
51年	5月	隣保館を設置
平成12年12月		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
13年	4月	同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
14年	3月	同和対策にかかる特別措置法施行が失効
15年	8月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更
21年	3月	熊本市人権教育・啓発基本計画を策定
22年	3月	合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
24年	3月	組織改編により企画振興局に人権推進総室を設置、ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
26年	7月	熊本市人権教育・啓発基本計画《改訂版》を策定
27年	4月	組織改編により市民局に人権推進総室を設置
29年	4月	組織改編によりふれあい文化センター及び植木ふれあい文化センターを「室」とする。

（2）人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者研修会の開催、人権の花運動、Jリーグロアッソ熊本との合同啓発イベントなど

（3）職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが人権感覚を身に着けるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成29年4月「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」を「熊本市人権施策推進本部等に関する訓令」

へ改正を行い、各局（区）に人権教育推進委員会、各課に人権推進員をおくことで、施策・教育についての体制整備を行い、職員の人権に対する意識向上を図り、市民の信頼に応えることができる組織体制の整備を図っている。

（４）熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的にを行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地 中央区本荘４丁目６番６号
 開設年月日 昭和５１年５月１日
 主 な 施 設 １階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室
 ２階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室
 ３階 ホール（機能回復訓練用）

利 用 者

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
主催事業参加者数 （講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等）	15,614	15,557	14,091	14,260	14,194
貸し館利用者数	13,374	13,309	9,555	10,407	9,316
福祉サービス利用者数（入浴・リハビリ室）	11,428	10,312	9,322	12,318	11,163

（５）熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的にを行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地 北区植木町宮原９１２番地
 開設年月日 昭和５５年８月１日
 主 な 施 設 大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室
 日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（グラウンドゴルフ等）

利 用 者

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
館内利用者数 （学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用 等）	7,921	7,291	5,604	6,022	6,785
館外（運動場）利用者数（グラウンドゴルフ利用者 等）	1,443	963	364	206	197

9 生涯学習（生涯学習課）

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

本市では、「新しい時代に対応した生涯学習社会」を実現するため平成21年3月に「熊本市生涯学習指針」を策定し、その実現のため、生涯学習ネットワークを構築し、学習機会を充実させながら、学習成果を生かす環境づくりを推進していく。

（1）熊本市生涯学習指針

＜生涯学習ネットワークの構築＞

- ア 学習情報の収集と提供
- イ 関係機関との連携

＜学習機会の充実＞

- ア ライフステージに応じた学習機会の充実
- イ 現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援
- ウ 多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

＜学習成果を生かす環境づくり＞

- ア 学習成果を生かす場の創出
- イ 人材の活用
- ウ 市民参画の仕組みづくり

（2）公設公民館

生涯学習の拠点となる公設公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の19公民館があり、北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館がある。

施設の概要については、単独の公民館を記載。なお、併設施設の概要は、市民生活関係の区政に記載。

施設の概要

名 称	所 在 地
中央公民館	中央区草葉町5番1号
河内公民館	西区河内町船津791番地
北部公民館西里分館	北区下碓川町1798番地
北部公民館北部東分館	北区鶴羽田2丁目13番9号

※熊本地震により解体した中央公民館については、平成31年（2019年）3月に竣工し、令和元年（2019年）7月の供用開始に向け、開設準備を進めている。

※地域公民館については、市民生活関係の地域コミュニティづくり支援に記載

平成30年度 公民館学習活動在籍状況（講座数及び在籍者数）

		主催事業								自主講座		総合計			
		主催講座		家庭教育学級		教養講演会		合計		合計					
		講座数	在籍者数	学級数	在籍者数	講演会数	参加者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数	講座数	在籍者数
中央区	中央									48	959	48	959	342	9,969
	大江	62	3,436	7	191	5	313	74	3,940	63	1,248	137	5,188		
	五福	91	2,540	6	92	4	127	101	2,759	56	1,063	157	3,822		
東区	東部	114	4,445	10	257	3	143	127	4,845	79	1,708	206	6,553	651	17,888
	託麻	136	3,900	8	127	5	375	149	4,402	60	1,101	209	5,503		
	秋津	172	3,624	2	19	13	1152	187	4,795	49	1,037	236	5,832		
西区	西部	67	1,441	5	180	3	370	75	1,991	49	934	124	2,925	379	12,997
	花園	109	3,750	3	35	4	274	116	4,059	46	707	162	4,766		
	河内	75	4,917	3	103	5	174	83	5,194	10	112	93	5,306		
南区	南部	104	4,172	3	40	3	355	110	4,567	47	764	157	5,331	541	17,286
	幸田	50	1,376	5	112	5	484	60	1,972	57	1,141	117	3,113		
	飽田	22	707	4	99	2	150	28	956	24	299	52	1,255		
	天明	36	524	5	140	4	245	45	909	23	259	68	1,168		
	富合	51	1,701	2	31	3	116	56	1,848	20	236	76	2,084		
	城南	50	2,041	5	38	12	2,209	67	4,288	4	47	71	4,335		
北区	龍田	46	2,496	4	54	5	560	55	3,110	51	1,045	106	4,155	623	16,394
	清水	118	3,199	4	69	5	561	127	3,829	61	1,379	188	5,208		
	北部	132	2,240	4	28	17	472	153	2,740	87	1,165	240	3,905		
	植木	53	2,410	0	0	6	299	59	2,709	30	417	89	3,126		
合計		1,488	48,919	80	1,615	104	8,379	1,672	58,913	864	15,621	2,536	74,534	2,536	74,534

（3）青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構成 校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

- 主な事業
- ・年次総会、代表者会、理事会
 - ・子供・若者育成支援強調月間
 - ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
 - ・熊本市青少年健全育成大会
 - ・研修会

イ 校区青少年健全育成協議会

現在、90小学校校区地区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行う団体。

ウ 熊本市子ども会育成協議会

単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）14個団で協力・連携し、児童及び青少年の健全な育成や国際相互理解を推進することを目的とする団体。

オ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

カ 家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための情報や学習機会を提供している。

・家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として現在80学級開設し、家庭における子どもの教育に関する学習や、子どものしつけ方等における悩みについての話し合い等、保護者の主体的な学習を支援している。

・子育てサロンの開催

子育て中の保護者が、気軽に相談、交流できるような集いの場となるよう、全公民館で親子のふれあい遊びやおはなし会といった親子参加型講座等を開催し、子育て支援の充実に努めている。

（4）成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

平成31年熊本市成人式は、平成31年（2019年）1月14日に熊本市総合体育館・青年会館で開催された。（対象者7,655人）

10 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（1）沿革

平成22年4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年11月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（2）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（3）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（4）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

(5) オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、相談員1名、事務職員1名、事務局長の8名体制で運用を行っている。

(6) 苦情申立て後の流れ

① 申立方法

苦情申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは、苦情申立ての内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 平成30年度の運用状況

平成30年度は、78件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分13件と合わせて91件の苦情申立てを処理した。

ア 苦情申立て受付状況（平成26年度～平成30年度）

年度	26	27	28	29	30
受付件数	55	50	66	58	78

イ 行政組織別受付状況（平成30年度受付分）

組織	件数
区役所	18
都市建設局	16 (2)
健康福祉局	8
環境局	5 (1)
教育委員会	5

組織	件数
財政局	4 (1)
上下水道局	4
政策局	3 (1)
総務局	3
市民局	2

組織	件数
経済観光局	2
農水局	1
その他	7
合計	78 (5)

() 内は熊本地震関連 計5件

ウ 苦情申立ての処理状況（平成２９年度継続調査分を含めた平成３０年度処理分）

区 分	件数
1 調査結果を通知したもの	52 (8)
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	5
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	7 (1)
(3) 市の業務に不備がなかったもの	40 (7)
2 調査対象とならなかったもの	4
(1) 管轄外のもの	1
(2) その他のもの（利害無し・１年以上経過等）	3
3 調査を中止したもの	1
4 取り下げられたもの	14 (1)
5 継続調査中のもの	20
合 計	91 (9)

() 内は熊本地震関連 計 9 件

エ 発意調査

熊本市オンブズマン条例第 7 条第 2 項に基づき発意調査を 1 件行った。

調査内容 「受付の取扱い」

オ 勧告又は意見表明

熊本市オンブズマン条例第 7 条第 1 項第 2 号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。